

第4章 地震災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

第3項 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

第4項 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設等の災害復旧事業

1 計画の方針

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

2 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析	・応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
(2) 災害復旧計画の策定	・調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定 ・再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
(3) 優先順位の策定	・被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
(4) 協力体制	・関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

3 激甚災害に関する対応計画

(1) 町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

(2) 町は区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

- | | | |
|--|-----|-----------------------------|
| (1) 公共土木施設災害
復旧事業等に
関する特別の
財政援助 | — ア | 公共土木施設災害復旧事業 |
| | — イ | 公共土木施設災害関連事業 |
| | — ウ | 公立学校施設災害復旧事業 |
| | — エ | 公営住宅等災害復旧事業 |
| | — オ | 生活保護施設災害復旧事業 |
| | — カ | 児童福祉施設災害復旧事業 |
| | — キ | 老人福祉施設災害復旧事業 |
| | — ク | 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業 |
| | — ケ | 知的障がい者援護施設災害復旧事業 |
| | — コ | 婦人保護施設災害復旧事業 |
| | — サ | 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| | — シ | 感染症予防施設事業 |
| | — ス | 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） |
| | — セ | 湛水排除事業 |

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助

- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政補助
 - ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

(5) 暴力団の排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3節 被災者の生活確保

1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

2 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供する。

3 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、地震災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障がい見舞金を支給する。

また、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(3) り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。り災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、周知するものとする。

4 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町民税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

5 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

6 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。